

漁港区域の水域等における風力発電施設の設置に関する許可の審査基準（案）に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

「文書修正等」	： 本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの	1 件
「記述済み」	： 既に記述済みのもの	5 件
「実施段階検討」	： 計画の実施段階で検討又は対応すべきもの	0 件
「反映困難」	： 反映が困難なもの	3 件
「その他」	： 質問や感想、本基準案以外の意見	27 件

※ いただいた御意見等は、取りまとめの都合上、要約又は統合しているものがあります。
 また、今回の審査基準（案）と直接関係がないため、掲載していない御意見等もございます。

No.	項目	意見等	反映区分	意見等に対する県の考え方
1	1 占用等の許可の期間	発電設備の寿命は20年程度と公表されているので、許可期間については現実的な期間をもって設定し、それ以後の延長は認めない厳格な制限又は条件等措置を講じるべきと考える。	記述済み	占用許可の期間については、原則10年以内としており、その期間満了時などにおける風力発電施設の撤去及び原状回復が適切に行われることが確実であるかを確認することとしています。
2	1 占用等の許可の期間	協議会等にて合意形成されることを前提に、漁港水域の利用に特段の支障がなければ、更新若しくは再申請による期間延長は可能であるか、又可能である場合には占用許可書にその旨記載いただけるかどうか考えを伺いたい。	その他	占用許可の期間は、原則10年以内であり、その期間延長の可否を占用許可書に記載することはありません。
3	1 占用等の許可の期間	基準では、10年という占用許可期間内で、風力発電施設の撤去及び処分の計画の策定を求めているようだが、同海域を利用した事業を再度行う際は、新たに占用許可をする必要があるのか。	その他	占用許可は、風力発電施設を漁港区域の水域等に設置しようとする都度、必要です。
4	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確実性等	現行の電気事業法の類型に合わせると、「一般電気事業」ではなく、「小売電気事業」が適当と思われますが、誤解を避けるため表記を見直しいただきたい。 また、必ずしも、申請者自らが「小売電気事業」を営む必要はなく、小売電気事業者又は卸電力取引所を介して、発生電力を供給することでも問題ないことも明確にしていきたい。	文書修正等	「一般電気事業」については、公益性の例示として表記しているものですが、電気事業法の改正に合わせて当該表記を修正します。

No.	項目	意見等	反映区分	意見等に対する県の考え方
5	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確 実性等	電力の用途に係る事業の公益性と確実性を示すためには、系統 連系先の契約並びに工事費負担金支払状況等について、申請者に 提出を求めることが妥当であると理解するが、貴県の考えを伺い たい。	その他	事業の公益性、確実性等については、申請者から提出され た資料により、個別に確認します。
6	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確 実性等	この基準に定める事業の公益性の定義が不明瞭である。	記述済み	事業の公益性については、水産業や一般の需要に応じて電 気を供給することなど、事業全体から総合的に判断します。
7	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確 実性等	風力発電所の建設に係る資力及び信用の審査は、プロジェクト のキャッシュフローの適正評価他、申請者及びその親会社又連結 グループ会社等含む構成員の資力及び信用を審査するものと理解 して宜しいでしょうか。	記述済み	風力発電事業を遂行するための申請者の資力及び信用につ いては、具体的な申請内容に応じて、個別に審査します。
8	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確 実性等	洋上風力発電所の建設は、国内外で実績のある海洋土木会社へ の発注が基本であるため、このような発注先並びに協力会社の実 績を提示することで、審査基準を充足すると理解して宜しいで しょうか。 また、実績とは、漁港区域に限らず、港湾並びに一般海域にお ける実績も同等として捉えていただけるか考えを伺いたい。	記述済み	海洋土木工事の実績は、漁港区域に限るものではありません が、申請者が当該実績を有すること又は当該実績を有する者 との契約により施工が確実であることを確認することとして います。
9	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確 実性等	令和3年9月付け環境省「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可 に係る考え方」に則り、風力発電施設の撤去に係る計画を策定す ること宜しいか、若しくは他の参考となるガイドライン等があ れば教示いただきたい。	その他	風力発電施設の撤去及び処分については、占用許可申請時 における最新の風力発電施設の廃棄に係るガイドライン等に より個別に審査します。
10	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確 実性等	この基準では、撤去や原状回復がどのように担保されるのか不 明瞭である。事業完了の確認までは国の法定協議会に準じた組織 を適宜運用すべきと考える。	その他	事業の廃止又は占用期間満了時までには発電施設の撤去及び 原状回復が行われない場合は、法令に基づき漁港管理者であ る県が許可の取消や原状回復命令等の行政処分を行います。
11	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確 実性等	2 (1) ①「風力発電施設の保守点検・維持管理の計画の策定 及び実施体制の構築」に次の項目を追加していただきたい。 「事業者は、風力発電施設の保守点検・維持管理の状況につ いて、漁業関係者（水産業協同組合、漁業者、水産業に関する団 体）、漁港周辺の地域住民等へ必要に応じて報告する体制が構築 されていること。」	反映困難	風力発電施設の保守点検・維持管理に関する漁業関係者等 の求めに応じて、事業者が説明や報告を行うものと考えてい ることから、原案どおりとします。

No.	項目	意見等	反映区分	意見等に対する県の考え方
12	2 風力発電施設について (1) 事業の公益性、確実性等	2 (1) ①「風力発電施設の保守点検・維持管理の計画の策定及び実施体制の構築」で、「事故が発生した場合には、事業者において原因究明及び再発防止策を講じることとなっていること。」を以下のように修正していただきたい。 「事故が発生した場合には、事業者において原因究明及び再発防止策を講じ、漁業関係者（水産業協同組合、漁業者、水産業に関する団体）、漁港周辺の地域住民等への説明責任を果たすこととなっていること。」	反映困難	風力発電施設の事故発生時の対応に関する漁業関係者等の求めに応じて、事業者が説明や報告を行うものと考えていることから、原案どおりとします。
13	2 風力発電施設について (2) 風力発電施設の設計及び施工の安全性	電気事業法48条の2に基づき適合証明を取得する場合には、本占有許可の審査基準2 (2) を満たすものと考えますが、その理解で宜しいか伺いたい。	その他	風力発電施設が安全な構造であることについて、電気事業法第48条の2に基づく技術基準の適合性確認の結果も含め、本基準（案）に基づき個別に検討の上、判断します。
14	2 風力発電施設について (2) 風力発電施設の設計及び施工の安全性	安全性を示すに当たり電気事業法に基づいた工事計画審査に係るスケジュールや設計条件及び準拠する設計基準を示すことで、工事計画審査に先んじて貴県審査を充足するかどうか伺いたい。	その他	電気事業法に基づく工事計画審査において提出されるべき工程表や設計条件及び準拠する設計基準も含め、本基準（案）に基づき個別に検討の上、判断します。
15	2 風力発電施設について (2) 風力発電施設の設計及び施工の安全性	設計及び工事計画については、電気事業法48条の2に定めるとおり登録適合性確認機関による審査が義務付けられており、内容が一部古い「日本型風力発電ガイドライン台風・乱流対策編」ではなく、登録適合性確認機関の審査基準に準拠することで宜しいでしょうか。 また、日本産業規格 J I S - C 1 4 0 0 - 1 に定める風車規格のクラスに限らず、同じく登録適合性機関の審査基準に準拠することで宜しいでしょうか。	その他	「日本型風力発電ガイドライン台風・乱流対策編」を含め、風力発電施設の安全性について定めた最新の基準等を用いて個別に審査します。
16	2 風力発電施設について (3) 風力発電施設の設置による漁港の利用又は保全への影響	風力発電塔を建設することにより占有許可を取得した場合、この建築物は「妨害排除請求権」の使用が可能となると考えられ、特に、審査基準2の(3)イ・エ・オに対し支障となるのではないか。この辺の法的な整理を行って審査基準（案）としたものか。	記述済み	「妨害排除請求権」は所有者がその物の占有を失っていない状態において、所有権の行使を妨害されているときに認められる権利であるが、占有は所有権とは異なり、水域には「妨害排除請求権」を行使できないことから、原案どおりとします。

No.	項目	意見等	反映区分	意見等に対する県の考え方
17	2 風力発電施設について (3) 風力発電施設の設置による漁港の利用又は保全への影響 (4) 風力発電施設の設置による漁港の整備等	風力発電施設の設置による漁港の利用又は保全への影響等の評価について、貴県並びに地元自治体も交え話し合いを重ねる必要があります。事業者若しくは協議会等から求めがあれば、漁港施設の利用実態や保全活動、漁港漁場整備事業等の公共事業計画を提供いただけるか伺いたい。	その他	漁港漁場整備事業の事業計画等について、申請者から提供の要望があった際に、個別に検討します。
18	2 風力発電施設について (5) 景観及び環境との調整	本件は「漁港区域の水域等」と「等」としているため、漁港区域以外にも影響が及ぶと考えられる区域への影響も考慮すべきであり、その点についても言及すべきである。具体的には、海岸法第7条、第8条および、港湾法第37条の遵守を明記していただきたい。	反映困難	「漁港区域の水域等」とは漁港区域の水域及び公共空地であり、他の区域に及ぶものではないため、原案どおりとします。
19	2 風力発電施設について (5) 景観と環境との調整	環境影響評価の結果等を基準に判断するとされているが、準備書前の調査・予測及び評価の実施結果を基準に判断いただくことになるのか考えを伺いたい。	その他	環境影響評価書の公告・縦覧の結果等をもとに審査します。
20	該当なし（合意形成）	風車の設置の可否、調査必要規模や範囲等に対する理解、風車等周辺の航行等制限措置の判断のためにも漁港管理者は地域の多様な関係者が参画した場を設置し、合意形成が図られるものか確認すべきである。	その他	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
21	該当なし（利害関係者の範囲及び選定）	この基準では利害関係者の特定と承認を誰が行うものか不明朗である。発電施設の周辺には進入禁止措置等が講じられることが予見され、複数の地域の漁業者に支障を与えることになり、漁場調整問題も絡むことから、利害関係者の範囲の選定は地先のみ限定せず、海区漁業調整委員会の意見を伺うべきと考える。	その他	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
22	該当なし（利害関係者の範囲及び選定）	事業者の判断により利害関係者（特に漁業関係者）が特定され、強硬的に事業が進められることを憂慮することから、利害関係者（特に漁業関係者）に関して、漁港管理者である県がイニシアチブを取り調査段階から一般海域及び同じ資源を利用する漁業者等を含めて調整の上、明確にすべきと考える。	その他	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。

No.	項目	意見等	反映区分	意見等に対する県の考え方
23	該当なし（関係者向けガイドライン）	事業者を含めた関係者向けガイドラインを作成して、この基準と連動させて運用し、許可申請に至るまでのプロセスを共有するとともに調査に対する合意形成の在り方を関係者に周知すべきと考える。	その他	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
24	該当なし（審査期間）	この基準では、許可の申請・審査プロセスの時間軸がどのようなものか不明朗である。地域の多様な関係者が参画して合意形成を図る手続きも無く許可申請があった場合を想定し、十分な審査期間を設けるべきである。	その他	審査に当たって事実関係の認定に難易差があることから、本基準（案）では申請に対する処分をするまでに通常要すべき期間を定めないこととしています。
25	該当なし（事前調査）	調査にあっても利害関係者に与える影響が大きい場合があることから、当該調査に関する許可の審査基準について別途制定すべきと考える。	その他	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
26	該当なし（事前調査）	今般の基準は、これまでの洋上風力に関連する調査等で問題となったことの対応を何ら考慮していないと見受けられることから、青森県として何がしたいのかしっかりした考えを盛り込むべきである。	その他	本基準（案）は、漁港区域の水域等に設置する風力発電施設の占用許可に係る審査基準を定めたものです。
27	該当なし（事前調査）	風車配置を含む事業計画立案、風況、地盤調査等の各種調査については、現行条例に基づく水域の占用許可申請を貴県に提出し受理いただくことが可能であることを明確にしていきたい。又当該調査に係る申請について、事業者への要望等があれば教示いただきたい。	その他	No.26と同様です。
28	該当なし（協議会）	保守点検や維持管理の計画、設計や施工の安全性などを審査するためには、県（許可権者（漁港管理者））が主催する協議会の設置が必須となり、協議会には専門家の参加が必須と考える。	その他	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
29	該当なし（協議会）	協議会の構成は、国の助言・推薦等を得ながら設置することが妥当と考える。	その他	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
30	該当なし（協議会）	協議会等はあくまで合意形成を目的とした場であり、許可申請に係る審査主体は貴県である旨の明確な棲み分けを記載いただきたい。	その他	許可申請に対する審査機関は本県であることが明白です。

No.	項目	意見等	反映区分	意見等に対する県の考え方
31	該当なし（協議会）	協議会等の設置主体は事業者であると読み取れますが、その理解で宜しいでしょうか。	その他	本基準案に掲載した関係通知（漁港区域への風力発電施設の設置に関する漁港管理者向けガイドライン）では、漁港区域で風力発電施設を設置しようとする事業者が協議会等の設置主体となることが一般的とされており、県も同様に考えます。
32	該当なし（協議会）	協議会等について、次のとおり県の考えを伺いたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・合意形成の結果をどのように証するのか。 ・許可取得後の協議会等の役割はどのように扱われることが適当であるのか。 ・合意形成の状況（話し合いのプロセス）はどのように透明性を持たせることが適当であるのか。 ・参加者合意を前提とし原則公開することを求めるのか。 ・協議会等に参加する多様な関係者の範囲を決定するのは、事業者又は県のどちらであるのか。 ・想定される関係者から協議会等への参加が困難とされた場合、どのように対応すべきか。 	その他	協議会等は、公開することが望ましく、また、関係者の求めがあれば、いつでも公表できるような状態にしておく必要があると考えます。 協議会等の参集範囲等については、関係者の意見調整の結果、合意に基づき決定していくものと考えます。
33	該当なし（審査基準の運用）	この審査基準において占用許可期間は洋上風力発電に関するどのステージの審査を行うものか。また、②だとすれば建設前の調査段階での占用許可は従来の審査基準により判断することになるのか。 ①調査段階から ②調査終了し建設を始める時点から	その他	本基準（案）は、漁港区域の水域等に設置する風力発電施設を対象としていることから、事前調査に係る占用許可については、従来の審査基準で審査します。
34	該当なし（審査基準の運用）	この審査基準を透明性をもって運用するための運用項目が不足しているように感じる。	その他	審査に当たっては、申請内容の根拠等を客観的に確認するものです。
35	該当なし（審査基準の運用）	今般の審査基準は、客観的な審査というよりも、その時の担当の知識・スキルによる主観的な審査になるのではないかと危惧している。	その他	No.34と同様です。
36	該当なし（文章表現）	3.多様な関係者との合意形成の必要性とは、本文3章の扱いで正しいでしょうか。それとも、水産庁「漁港区域への風力発電施設の設置に関する漁港管理者向けガイドライン」の3章を引用しているということでしょうか。記載を明確にしていきたい。	その他	本基準（案）における根拠条文等以下の記載は、関係法令、通知からの引用が明確です。